

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	武雄市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/mynumber/000269.html">http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/mynumber/000269.html</a>

執行機関名 武雄市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の <u>支給に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例(平成23年12月28日条例第17号)による <u>医療費の助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		武雄市個人番号等の利用等に関する条例(平成27年12月25日条例第25号)別表第2 16の項 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例(平成23年12月28日条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例(平成23年12月28日 条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		<ul style="list-style-type: none"> <li>武雄市子どもの医療費の助成に関する条例</li> <li>武雄市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則</li> </ul>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 第9条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	助成を受けようとする者の給付を決定する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	助成を受けようとする者の課税情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 第9条
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	助成を受けようとする者の給付を決定する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	助成を受けようとする者の課税情報
備考		